**個人情報保護等に関する教育研修計画書**

**計画策定日：令和　年　月　日**

**計画策定者：*（事業者名）***

**１　履行業務**

**（１）業務名**

**（２）履行期間**

　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで

**２　教育研修**

**（１）予定日・期間**

　　　令和　年　月　日（から　令和　年　月　日　まで）

　　　※実施日又は始期は業務着手よりも前であること

**（２）対象者数（概数）等**

責任者（役職等）　人、従事者　人

**（３）手法**（複数選択可）

　　　□ 対面・オンライン等による講義形式

　　　□ E-ラーニング等による配信方式

　　　□ 職場内ミーティング等を通じた教育等

　　　□ 教材・資料等の配布と質疑対応等

　　　□ 別途受託事業者において開催される従業員研修等

　　　□ その他（　　　　　　　　　　　　）

**（４）教育研修内容**

|  |
| --- |
| *・対面により自社マニュアル等を用いて個人情報保護意識の涵養を図る*  *・教材・資料を配布し、各上長を主宰者としたミーティングを実施*  *・都受託事業にあたっては、都関連規定等についても情報共有* |

**（５）個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容**（別添例を参照）

□個人情報の漏えいが生じた際に負う各責任

・民事上の責任（*民法第415条・第709条に基づく損害賠償等*　）

・刑事上の責任（*刑法第235条（窃盗罪）等* 　　　　　　　　）

・行政上の責任（*個人情報保護法第23条等、第66条第２項等* 　）

**３　その他特記事項**（あれば記載）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

従事者に周知すべき個人情報保護法令に基づく主な罰則等の内容（例）

１．個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の罰則

第百七十六条　**行政機関等**の職員若しくは職員であった者、**第六十六条第二項各号に定める業務**若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三項の**委託を受けた業務に従事している者**若しくは**従事していた者**又は**行政機関等において個人情報**、仮名加工情報若しくは匿名加工情報**の取扱いに従事している派遣労働者**若しくは**従事していた派遣労働者**が、**正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された**第六十条第二項第一号に係る**個人情報ファイル**（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）**を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処する。

第百七十九条　**個人情報取扱事業者**（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくは**その従業者**又は**これらであった者**が、**その業務に関して取り扱った個人情報データベース等**（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）**を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金**に処する。

第百八十条　**第百七十六条に規定する者**が、**その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金**に処する。

第百八十三条　第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、**日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用**する。

第百八十四条　**法人の代表者**又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百七十八条及び第百七十九条　**一億円以下の罰金刑**

二　第百八十二条　**同条の罰金刑**

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、**十万円以下の過料**に処する。

一　**第三十条第二項**（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者

二・三　略

２．民法（明治二十九年法律第八十九号）

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条　**債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき**又は**債務の履行が不能であるとき**は、債権者は、これによって生じた**損害の賠償を請求**することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、**債務の履行に代わる損害賠償**の請求をすることができる。

一　債務の履行が不能であるとき。

二　債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（不法行為による損害賠償）

第七百九条　**故意又は過失**によって**他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者**は、これによって生じた**損害を賠償する責任**を負う。

（使用者等の責任）

第七百十五条　**ある事業のために他人を使用する者**は、**被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任**を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

２　**使用者に代わって事業を監督する者**も、前項の責任を負う。

３　前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

（名誉毀損における原状回復）　※名誉棄損に至った場合（謝罪広告等）

第七百二十三条　**他人の名誉を毀き損した者**に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は**損害賠償**とともに、**名誉を回復するのに適当な処分**を命ずることができる。

３．刑法（明治四十年法律第四十五号）　※紙やUSB等により持ち出した場合

（窃盗）

第二百三十五条　**他人の財物を窃取した者**は、窃盗の罪とし、**十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金**に処する。

（背任）

第二百四十七条　**他人のためにその事務を処理する者**が、**自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的**で、その**任務に背く行為**をし、**本人に財産上の損害**を加えたときは、**五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金**に処する。

（横領）

第二百五十二条　**自己の占有する他人の物を横領した者**は、**五年以下の懲役**に処する。

２　**自己の物であっても、公務所から**保管を命ぜられた場合において、これを**横領した者**も、前項と同様とする。

（業務上横領）

第二百五十三条　**業務上自己の占有する他人の物を横領した者**は、**十年以下の懲役**に処する

４　行政上の責任（上記１以外の個人情報の保護に関する法律の規定）

（報告及び立入検査）

第百四十六条　**委員会は、第四章**（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）**の規定の施行に必要な限度において**、**個人情報取扱事業者**（略）**その他の関係者に対し、個人情報**（略）**の取扱いに関し**、**必要な報告**若しくは**資料の提出**を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の**事務所その他必要な場所に立ち入らせ**、個人情報等の取扱いに関し**質問**させ、若しくは**帳簿書類その他の物件を検査**させることができる。

２・３　略

第百八十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、**当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金**に処する。

一　第百四十六条第一項の規定による**報告**若しくは**資料の提出をせず**、若しくは**虚偽の報告**をし、若しくは**虚偽の資料を提出**し、又は**当該職員の質問に対して答弁をせず**、若しくは**虚偽の答弁**をし、若しくは**検査を拒み**、**妨げ**、若しくは**忌避**したとき。

二　略

（勧告及び命令）

第百四十八条　**委員会は、個人情報取扱事業者が**（略）**規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき**は、当該個人情報取扱事業者等に対し、**当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告**することができる。

２　**委員会は、**前項の規定による**勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合**において**個人の重大な権利利益の侵害が切迫**していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができる。

３　**委員会は、**前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が（略）**規定に違反した場合**において**個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要**があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の**中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる**ことができる。

第百七十八条　第百四十八条第二項又は第三項の規定による**命令に違反した場合**には、**当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処する。

５．上記３以外の刑事上の責任に関する規定

・刑法

（電子計算機損壊等業務妨害）

第二百三十四条の二　**人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊**し、若しくは**人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令**を与え、又はその他の方法により、電子計算機に**使用目的に沿うべき動作をさせず**、又は**使用目的に反する動作をさせて**、人の業務を妨害した者は、**五年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処する。

２　前項の罪の**未遂は、罰する**。

（公用文書等毀棄）

第二百五十八条　**公務所の用に供する文書**又は電磁的記録を**毀棄した者**は、**三月以上七年以下の懲役**に処する。

（私用文書等毀棄）

第二百五十九条　**権利又は義務に関する他人の文書**又は電磁的記録を**毀棄した者**は、**五年以下の懲役**に処する。

・著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）　※情報配列等が創作的な編集物の場合

　第百十九条　著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（略）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）

（不正アクセス行為の禁止）　※個人情報に不正アクセスした場合

第三条　何人も、**不正アクセス行為**をしてはならない。

（罰則）

第十一条　第三条の規定に違反した者は、**三年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処する。

・不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）　※営業秘密に該当する場合

　第二十一条及び第二十二条　略

＊マイナンバーを取り扱う場合

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の刑事上及び行政上の責任に関する関連条を参照のこと。